

確認書,誓約書に同意し、以下の通り第二種特別加入（一人親方労災保険）を申し込みます。

一人親方 匠の会 一人親方労災保険 加入申込書		一人親方 匠の会 埼玉事務センター	
		TEL 048-734-9560	FAX 03-6683-2779
ふりがな		性 別	男 女
氏名 (同意署名)	(自署の場合は押印不要)	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住所	tel (〒)	fax	
及び 連絡先		携帯	
メールアドレス	@		
屋号 (ある場合のみ)			
業 務 内 容	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 鳶 <input type="checkbox"/> 土工 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 石 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> 電気通信 <input type="checkbox"/> タイル <input type="checkbox"/> レンガ <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> 鋼構造物 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> しゅんせつ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> 硝子 <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 防水 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 機械器具設置 <input type="checkbox"/> 熱絶縁 <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> さく井 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 水道施設 <input type="checkbox"/> 消防施設 <input type="checkbox"/> 清掃施設 <input type="checkbox"/> その他〔 〕		
	具体的な作業内容:		
除染作業	なし ・ あり → 具体的内容〔 〕		
特定業務従事の有無	なし ・ あり → 特定業務について下記にご回答ください		
希望給付基礎日額(円)	3,500 ・ 4,000 ・ 5,000 ・ 6,000 ・ 7,000 ・ 8,000 ・ 9,000 ・ 10,000 12,000 ・ 14,000 ・ 16,000 ・ 18,000 ・ 20,000 ・ 22,000 ・ 24,000 ・ 25,000		
加入希望月	年 月 からの加入希望		

「特定業務従事の有無」欄で「あり」の回答の場合にご記入ください				
特定業務の種類	特定業務に 最初に従事した年月	特定業務に 従事した期間	加入時健康診断が 必要となる期間	使用している有機溶剤・工具・作業等
粉塵作業を行なう業務	年 月	通算 年 ヶ月	3年間以上	この欄に具体的な内容を記入ください
振動工具使用の業務	年 月	通算 年 ヶ月	1年間以上	
鉛業務	年 月	通算 年 ヶ月	6ヶ月間以上	
有機溶剤業務	年 月	通算 年 ヶ月	6ヶ月間以上	

- 【確認書】
- 入会日は、一人親方匠の会の会員の入会日であって、一人親方の労災保険の入会日（労災保険関係成立日）とは異なります。
 - 一人親方の労災保険関係の成立日は、一人親方匠の会から発します『労働保険料等の納入について』に基づき、保険料等を一人親方匠の会にお支払い確定日より3日後（土日祭の官庁休業日は延伸）となります。
 - 一人親方労災保険関係の成立日は所轄官庁が行います。したがって、一人親方匠の会で保険料等をご入金確認後に監督官庁である（厚生労働省）埼玉労働局総務部労働保険徴収課へ一人親方匠の会から申請手続きをする事務手続きの関係上、3日間（土日祭の官庁休業日は延伸）が必要となるためです。
 - 一人親方匠の会からの『労働保険料等の納入について』に記載されている納入金額は、次によります。
一人親方労災保険料…国へ納付（埼玉労働局総務部労働保険徴収課）分割はできません。
入会金（3,000円）…一人親方匠の会入会時のみ必要（但し、一旦一人親方匠の会を離脱した場合は、改めて入会金が必要となります。）
会費（年額6,000円）…一人親方匠の会入会月よりその年度の3月末日まで（但し、途中退会は分割返納いたしません。）
 - 労災時の手続費用は、原則無料です。（労災手続の申請書に添付が必要な証明、資料等は会員が用意ください）一人親方匠の会からアイデックス社会保険労務士法人に事務委託をし、顧問料を一人親方匠の会より支払っております。但し、死亡時の請求や後遺障害時の請求等や、他の臨時依頼案件の場合、社会保険労務士が現地調査や出張等を伴う事例があった場合は、別途費用（事前連絡をし、了解を得て）等々が生じる場合があります。

- 【制約書】
- 一人親方匠の会規約・一人親方匠の会災害防止規定を遵守します。
 - 一人親方匠の会の運営および総会・諸会議における議決事項については、担当労災経営指導員および一人親方匠の会会長に委任します。

住民票または運転免許証コピー等を申込書に添付してください。

備考・通信欄